

公正取引委員会事務局組織令の一部を改正する政令案要綱

第一 改正の内容

一 官房に参事官一人を新設すること。

(第六条関係)

二 官房に新設される参事官一人は、平成二十七年三月三十一日まで置かれるものとする。

(附則第二条関係)

三 その他、所要の規定の整備を行うこと。

第二 施行期日

この政令は、公布の日から施行するものとする。

(附則関係)

公正取引委員会事務総局組織令の一部を改正する政令

内閣は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三十五条第五項において準用する内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第四項及び第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

公正取引委員会事務総局組織令（昭和二十七年政令第三百七十三号）の一部を次のように改正する。

第六条の見出しを「（参事官及び審査管理官）」に改め、同条第一項中「審査局に、」を「官房に参事官一人を、審査局に」に改め、同条第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 参事官は、命を受けて、事務総局の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画する。

附則第三条を削り、附則第二条を附則第三条とし、附則第一条の次に次の一条を加える。

（参事官の設置期間の特例）

第二条 第六条第一項の参事官は、平成二十七年三月三十一日まで置かれるものとする。

附則

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

(職員の退職管理に関する政令の一部改正)

2 職員の退職管理に関する政令(平成二十年政令第三百八十九号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二号二中「又は審議官」を「審議官又は参事官」に改める。

第十三条第一項第七号イ中「及び審議官」を「審議官及び参事官」に改める。

理由

公正取引委員会事務総局の所掌事務の的確な遂行を図るため、官房に参事官一人を置く等、所要の改正を行う必要があるからである。

公正取引委員会事務総局組織令の一部を改正する政令案新旧対照条文 目次

○公正取引委員会事務総局組織令（昭和二十七年政令第三百七十三号）	1
○職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）	3

公正取引委員会事務総局組織令の一部を改正する政令案新旧対照条文
○公正取引委員会事務総局組織令（昭和二十七年政令第三百七十三号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（参事官及び審査管理官）

第六条 官房に参事官一人を、審査局に審査管理官二人を置く。

2| 参事官は、命を受けて、事務総局の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画する。

3| 審査管理官は、命を受けて、審査局の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画する。

附 則

（参事官の設置期間の特例）

第二条 第六条第一項の参事官は、平成二十七年三月三十一日まで置かれるものとする。

（審査局管理企画課の所掌事務の特例）

第三条 審査局管理企画課は、第十八条各号に掲げる事務のほか、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十五号）附則第二条の規定によりなお従前の例によるものとされた課徴金の納付を命ずる手続に係る課徴金の納付命令及びこれについての事件の審判開始決定に関する事務をつかさどる。

（削る）

（審査管理官）

第六条 審査局に、審査管理官二人を置く。

（新設）

2| 審査管理官は、命を受けて、審査局の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画する。

附 則

（新設）

（審査局管理企画課の所掌事務の特例）

第二条 審査局管理企画課は、第十八条各号に掲げる事務のほか、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十五号）附則第二条の規定によりなお従前の例によるものとされた課徴金の納付を命ずる手続に係る課徴金の納付命令及びこれについての事件の審判開始決定に関する事務をつかさどる。

（経済取引局企業結合課の所掌事務の特例）

第三条 経済取引局企業結合課は、第十四条各号に掲げる事務のほか、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部

を改正する法律（平成二十一年法律第五十一号）附則第十条の規定によりなお従前の例によるものとされた株式の取得又は所有に関する報告書の受理に関する事務をつかさどる。

○職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（在職していた局等組織に属する役員に類する者）

（在職していた局等組織に属する役員に類する者）

第十二条 法第百六条の四第一項の離職前五年間に在職していた局等組織に属する役員に類する者として政令で定めるものは、次の各号に掲げる場合における当該各号に定めるものとする。

第十二条 法第百六条の四第一項の離職前五年間に在職していた局等組織に属する役員に類する者として政令で定めるものは、次の各号に掲げる場合における当該各号に定めるものとする。

一 （略）

一 （略）

二 再就職者が離職前五年間に在職していた局等組織が所掌する事務を総括整理する官房総括整理職等（次に掲げるものをいう。以下同じ。）が置かれている場合 当該官房総括整理職等（当該局等組織に置かれるものを除く。）に就いている職員

二 再就職者が離職前五年間に在職していた局等組織が所掌する事務を総括整理する官房総括整理職等（次に掲げるものをいう。以下同じ。）が置かれている場合 当該官房総括整理職等（当該局等組織に置かれるものを除く。）に就いている職員

イ（略）

イ（略）

二 公正取引委員会の事務総局に置かれる官房に置かれる総括審議官、審議官又は参事官

二 公正取引委員会の事務総局に置かれる官房に置かれる総括審議官又は審議官

ホ（略）

ホ（略）

三・四 （略）

三・四 （略）

（部長又は課長の職に準ずる職）

（部長又は課長の職に準ずる職）

第十三条 法第百六条の四第二項の国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に準ずる職であつて政令で定めるものは、平成十三年一月六日以降の職については、次に掲げるものとする。

第十三条 法第百六条の四第二項の国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に準ずる職であつて政令で定めるものは、平成十三年一月六日以降の職については、次に掲げるものとする。

一（略）

一（略）

七 公正取引委員会の事務総局に置かれる審判官及び公正取引委員会の事務総局に置かれる官房又は各局に置かれ、又は置かれていた職であつて次に掲げるもの

イ 官房に置かれる総括審議官、審議官及び参事官並びに官房に置かれる課の長

ロ 経済取引局に置かれる部及び課の長

ハ 審査局に置かれる審査管理官、審査長及び特別審査長並びに同局に置かれる部及び課の長

ニ 官房に置かれていた参事官

八〇二十二 (略)

2 (略)

七 公正取引委員会の事務総局に置かれる審判官及び公正取引委員会の事務総局に置かれる官房又は各局に置かれ、又は置かれていた職であつて次に掲げるもの

イ 官房に置かれる総括審議官及び審議官並びに官房に置かれる課の長

ロ 経済取引局に置かれる部及び課の長

ハ 審査局に置かれる審査管理官、審査長及び特別審査長並びに同局に置かれる部及び課の長

ニ 官房に置かれていた参事官

八〇二十二 (略)

2 (略)

公正取引委員会事務総局組織令の一部を改正する政令案参照条文 目次

○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）	（抄）	1
○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）	（抄）	1
○公正取引委員会事務総局組織令（昭和二十七年政令第三百七十三号）	（抄）	2
○国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）	（抄）	2
○国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）	（抄）	3
○職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）	（抄）	3

○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）
第二十七条の二 公正取引委員会は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 私的独占の規制に関すること。
- 二 不当な取引制限の規制に関すること。
- 三 不公正な取引方法の規制に関すること。
- 四 独占的状态に係る規制に関すること。
- 五 所掌事務に係る国際協力に関すること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき、公正取引委員会に属させられた事務

第三十五条 公正取引委員会の事務を処理させるため、公正取引委員会に事務総局を置く。

2・3 （略）

4 事務総局に官房及び局を置く。

5 内閣府設置法第十七条第二項から第八項までの規定は、前項の官房及び局の設置、所掌事務の範囲及び内部組織について準用する。
6～11 （略）

○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）

（内部部局等）

第十七条 （略）

2・3 （略）

4 第一項の官房及び局並びに第二項の部には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令で定める。

5～7 （略）

8 第一項の官房若しくは局又は第二項の部に、その所掌事務の一部を総括整理する職又は第四項の課（これに準ずる室を含む。）の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、これらの設置、職務及び定数は、政令で定める。

9・10 （略）

○公正取引委員会事務総局組織令（昭和二十七年政令第三百七十三号）（抄）

（審査管理官）

第六条 審査局に、審査管理官二人を置く。

2 審査管理官は、命を受けて、審査局の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画する。

附則

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和二十七年九月一日から施行する。

（審査局管理企画課の所掌事務の特例）

第二条 審査局管理企画課は、第十八条各号に掲げる事務のほか、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十五号）附則第二条の規定によりなお従前の例によるものとされた課徴金の納付を命ずる手続に係る課徴金の納付命令及びこれについての事件の審判開始決定に関する事務をつかさどる。

（経済取引局企業結合課の所掌事務の特例）

第三条 経済取引局企業結合課は、第十四条各号に掲げる事務のほか、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十一号）附則第十条の規定によりなお従前の例によるものとされた株式の取得又は所有に関する報告書の受理に関する事務をつかさどる。

○国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（抄）

（再就職者による依頼等の規制）

第六十六条の四 職員であつた者であつて離職後に営利企業等の地位に就いている者（退職手当通算予定職員であつた者であつて引き続き退職手当通算法人の地位に就いている者（以下「退職手当通算離職者」という。）を除く。以下「再就職者」という。）は、離職前五年間に在職していた局等組織に属する役員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、国、特定独立行政法人若しくは都道府県と当該営利企業等若しくはその子法人との間で締結される売買、貸借、請負その他の契約又は当該営利企業等若しくはその子法人に対して行われる行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第二号に規定する処分に関する事務（以下「契約等事務」という。）であつて離職前五年間の職務に属するものに関し、

離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

2 前項の規定によるもののほか、再就職者のうち、国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長若しくは課長の職又はこれらに準ずる職であつて政令で定めるものに、離職した日の五年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた局等組織に属する役職員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務であつて離職した日の五年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

3 3 9 (略)

○国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）

（内部部局の職）

第二十一条 委員会の事務局並びに局、部、課及び課に準ずる室に、それぞれ事務局長並びに局長、部長、課長及び室長を置く。
2 5 (略)

○職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）（抄）

（在職していた局等組織に属する役職員に類する者）

第十二条 法第百六条の四第一項の離職前五年間に在職していた局等組織に属する役職員に類する者として政令で定めるものは、次の各号に掲げる場合における当該各号に定めるものとする。

一 (略)

二 再就職者が離職前五年間に在職していた局等組織が所掌する事務を総括整理する官房総括整理職等（次に掲げるものをいう。以下同じ。）が置かれている場合 当該官房総括整理職等（当該局等組織に置かれるものを除く。）に就いている職員

イ 3 8 (略)

二 公正取引委員会の事務総局に置かれる官房に置かれる総括審議官又は審議官

ホ 3 8 (略)

三 3 4 (略)

（部長又は課長の職に準ずる職）

第十三条 法第百六条の四第二項の国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に準ずる職であつて政令で定めるものは、平成

十三年一月六日以降の職については、次に掲げるものとする。

一〇六 (略)

七 公正取引委員会の事務総局に置かれる審判官及び公正取引委員会の事務総局に置かれる官房又は各局に置かれ、又は置かれていた職であつて次に掲げるもの

イ 官房に置かれる総括審議官及び審議官並びに官房に置かれる課の長

ロ 経済取引局に置かれる部及び課の長

ハ 審査局に置かれる審査管理官、審査長及び特別審査長並びに同局に置かれる部及び課の長

ニ 官房に置かれていた参事官

八〇二十二 (略)

2 (略)